

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業

肥料価格高騰の影響を受けた
農業者の皆様に給付金を交付します。



申請期間

令和7年6月2日(月)～令和7年8月15日(金)まで

【交付対象者】 生産性向上に取り組む農業経営体※

※ 自ら農産物の生産を行っており、農産物販売額が年間50万円以上の農業を営む者

○申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります

【給付金額】

肥料価格高騰額の1/2以内を支援します。
(上限10万円)

申請方法

◆A～Cのいずれかの方法で申請ができます。

A 郵送申請



B オンライン申請



C 説明会での申請



【お問合せ先】 千葉県肥料価格高騰緊急支援事務局

郵送・お問合わせ先 〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階



0120-975-335

平日 10:00～19:00

※休業日：土・日・祝日

【専用ウェブサイトのURL】 <https://jimukyoku.site/chiba/hiryoshien/>



【申請額の算定方法】

申請は1回限りとし、10万円を上限に支援します。

(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります)

$$\left(\text{令和6年の肥料費}^{\ast 1} - \text{令和3年の肥料費}^{\ast 2} \right) \times 1/2 \text{以内}$$

※1 直近の決算書における肥料費。

※2 令和3年の肥料費
= 令和6年の肥料費 × 0.77
(価格高騰率)

○令和6年途中から令和7年にかけて就農した認定新規就農者は、就農から1年を経過する日の前日又は令和7年6月30日のいずれか早い日までに発行された給付対象経費がわかる領収書等で算出。

○申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります。

なお、申請額は次の式で計算できます。 **令和6年の肥料費 × 0.23 × 1/2**

【主な要件】

給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす農業経営体^{※1}または認定新規就農者^{※2}とする。

○千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人であること。

○申請日時点において、千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。

○申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。

※1「農業経営体」とは、自ら農産物の生産を行っており、農産物販売金額が年間50万円以上の農業を営む者をいう。

※2「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

【申請から受取までの流れ】

A～Cのいずれかの方法で申請ができます。

A

郵送による申請

申請書は専用ウェブサイトからダウンロード、または事務局に郵送依頼ができます

申請者
①申請書を記入

事務局
③受付・審査

申請者
⑤給付金口座振込
(9月～11月頃の予定)



②申請書類を郵送



④給付金交付決定通知書送付



B

オンラインによる申請

専用ウェブサイトから申請ができます

申請者
①申請フォームに入力

事務局
③受付・審査

申請者
⑤給付金口座振込
(9月～11月頃の予定)



②オンラインで申請



④給付金交付決定通知書送付



C

説明会での申請

説明会会場で申請書を入手できます(必要書類・印鑑をご持参ください)

申請者
①説明会参加時に、
申請書を記入

事務局
③受付・審査

申請者
⑤給付金口座振込
(9月～11月頃の予定)



②申請書類を提出



④給付金交付決定通知書送付

